

## KINTO ONE(中古車) 査定減点精算に関するガイドライン

	内容	記号表記	損傷点数※
線キズ	40cm程度 手のひら×2程度	A3	30
	上記を超えるもの	A4	40
へコミ	サッカーボール大	U3	40
	上記を超えるもの(パネル1/3未満)	U4	50
キズを伴うへコミ	サッカーボール大	B3	40
	上記を超えるもの(パネル1/3未満)	B4	50
要塗装	大きな色褪せ、塗装剥がれ 手のひら×2程度	P3	30
	上記を超えるもの	P4	40
板金修理跡	再加修が必要な修理跡	W3	50
外板要交換	1パネル毎	X	70
フロントガラス	1cmを超え 3cm以内の割れ又は修理跡	X2	100
	3cmを超える割れ又は修理後	X3	100
バンパー	5cm以上の大きな割れ、破れ	X3	50
幌・スクリーン	20cm程度の切れ、またはその修理跡	X2	30
	上記を超えるもの	X3	50
ミラー	割れ	X	30
ライト	割れ	X	30
内装評価	著しく状態の悪いもの、ダッシュ板、天張り、シートなど主要部品の交換を要するもの	内装評価E	100
ホイールキズ	変形を伴うキズ曲がりホイール1本につき	B	20

- ・ 上記はあくまでガイドラインですので、実際の査定減点請求額は、査定結果に基づきます。尚、交換歴及び修復歴は査定減点に加味されませんので、あくまで修理跡の内外装の状態を査定させて頂き、精算金を計算致します。
- ・ 交換歴とは、外板（ドアパネル等）の交換歴を有することです。
- ・ 修復歴とは、自動車の車体の骨格部分（フレーム、ルーフパネル等）を損傷し、修復または交換されていることを指します。